

熊本市E V用急速充電設備整備事業補助金交付要綱

制定 令和8年4月9日市長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、本市で電気自動車（搭載された電池によって駆動される電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない検査済自動車をいう。）、プラグインハイブリッド自動車（搭載された電池によって駆動される電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ外部からの充電が可能な検査済自動車をいう。）（以下、「電気自動車等」という。）へ充電するための設備を設置する者に対し、予算の範囲内において熊本市E V用急速充電設備整備事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、本市の運輸部門の温室効果ガス排出量削減の促進を図ることを目的とする。

第2条 ここでいう充電設備とは、電気自動車等に充電するための急速充電設備（電源から充電用の直流電力を作り出す電源装置及び電気自動車等に搭載された電池への充電を制御する機能を共に有する、1基当たりの出力が50kW以上のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたもの）をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 法人であること。
- (2) 市税の滞納がないこと。
- (3) 熊本市暴力団排除条例（平成23年条例第94号）第2条第1号から第3号までの規定に該当しない者であること。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付を受けることができる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる要件をすべて満たす事業とする。

- (1) 充電設備を市内に4基以上設置すること。
- (2) 充電設備を設置する場所（以下「設置場所」という。）は、補助対象者以外の者が利用できる環境として整備されていること。

- (3) 導入する充電設備は、新品（未使用品）であり、かつ補助対象者が自ら所有するものであること（リースその他補助対象者に所有権がないものは対象外）。
- (4) 充電設備の規格は、国の充電設備補助対象となっている規格（「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」で定める補助対象充電設備型式一覧表に掲載されている充電設備）であること。
- (5) 充電設備において供給する電気は、再生可能エネルギー由来電力を使用すること。
- (6) 充電設備を利用する者に対し、本補助金を活用して設置したことが分かるよう設置場所に明記すること。

2 市長は、補助対象者が補助金の交付を受けようとする場合にあっては、別に定める手続きにより、適当と認める補助対象者を選考するものとする。

（補助対象の充電設備等）

第5条 補助対象の充電設備、補助対象経費、補助率、及び補助金交付上限額は、別表1のとおりとする。

（補助金交付期間）

第6条 補助金の交付を受けられる期間は、補助金の交付確定を受けた日からその日が属する会計年度の出納整理期間までとする。

（交付の申請）

第7条 第4条第2項の規定により適当と認められた補助対象者（以下「申請者」という。）は、熊本市EV用急速充電設備整備事業補助金交付申請書（様式第1号）及び別表2に掲げる書類（以下「交付申請書等」という。）を添えて、市長に提出しなければならないこととする。

（交付の決定）

第8条 市長は、前条の規定による交付申請書等の提出があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、熊本市EV用急速充電設備整備事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査に当たり必要があると認めるときは、申請者に対し追加の資料の提出を求めることができる。又、審査に当たって調査する必要があると判断した場所等において、職員に現地調査を行わせるものとする。

（補助金に係る事業の変更）

第9条 補助金の交付決定を受けた事業において交付決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）を変更しようとする場合、あらかじめ、熊本市EV用急速充電設備整備事業補助金に係る補助事業の変更承認願（様式第3号）（以下「承認願」という。）を市長に提出し、その承認を受けなければならないこととする。

2 前項の承認願には、変更内容を説明する書類を添付しなければならないこととする。

3 市長は、第1項の規定により承認願の提出があった場合において、その内容を審査し、承認すべきと認めたときは、熊本市EV用急速充電設備整備事業補助金に係る補助事業の変更承認通知書（様式第4号）により、補助事業者に通知するものとする。この場合において、承認に当たり必要と認めるときは、当該承認に条件を付するものとする。

（補助金に係る実績報告）

第10条 補助事業者は、補助事業が完了した場合は、事業完了日（補助事業が完了し、かつ、その事業代金の支払が完了した日付をいう。以下同じ。）から30日以内又は市長が別に定める日のいずれか早い日までに、熊本市EV用急速充電設備整備事業補助金実績報告書（様式第5号）（以下「実績報告書」という。）を市長に提出しなければならないこととする。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りではない。

2 前項の実績報告書には、別表3に掲げる書類を添付するものとする。

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条の規定により実績報告書が提出された場合は、その内容を審査し、当該報告の内容が交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、熊本市EV用急速充電設備整備事業補助金交付確定通知書（様式第6号）により、補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項に規定する審査に当たり必要があると認めるときは、当該補助事業の関係場所等において、職員に現地調査を行わせるものとする。

（補助金に係る交付申請の取下げ）

第12条 補助事業者は、補助事業を中止しようとする場合は、あらかじめ、熊本市EV用急速充電設備整備事業補助金交付申請取下届出書（様式第7号）を市長に提

出するものとする。

(充電設備の処分の制限)

- 第13条 補助事業者は、補助金の交付を受けた充電設備（以下「当該充電設備」という。）を、当該充電設備の交付確定を受けた月から起算し5年を経過する期間（以下「処分制限期間」という。）まで、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の目的に従ってその適正な運用を図らなければならないこととする。
- 2 補助事業者は、やむを得ず前項で定めた処分制限期間内において当該充電設備の売却、廃棄等の財産処分（以下「財産処分」という。）をしようとするときは、あらかじめ、熊本市EV用急速充電設備整備事業補助金に係る財産処分承認願（様式第8号）を市長に提出し、その承認を受けなければならないこととする。ただし、災害その他本人の責めに帰さないやむを得ない事由により、毀損し、又は滅失したときは、この限りではない。
 - 3 市長は、前項の規定により熊本市EV用急速充電設備整備事業補助金に係る財産処分承認願の提出があった場合、その内容を審査し、処分の内容が適正であると認めるときは、処分を承認し、熊本市EV用急速充電設備整備事業補助金財産処分承認通知書（様式第9号）により、当該承認願を提出した者に通知するものとする。
 - 4 市長は、当該承認に係る財産処分により補助金の交付を受けた者に収入があったときは、補助金の交付を受けた者が、当該充電設備の交付確定を受けた月を1として起算し財産処分する月を含む期間（以下「保有期間」という。）に応じて、交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。ただし、保有期間は年数に換算するものとし、当該年数に小数点以下の端数があるときは、これを切り上げて整数にする。
 - 5 市長は、前項の規定により補助金の全部又は一部を返還させる場合、第6項及び第7項の規定により返還額を算定し、熊本市EV用急速充電設備整備事業補助金返還通知書（様式第10号）により通知するものとする。
 - 6 前項の規定による返還の額の算定は、次のとおりとする。ただし、当該財産処分による収入の額を限度とする。

$$\text{返還額} = \text{補助交付額} \times \left(1 - \frac{\text{保有期間}}{\text{処分制限期間}} \right)$$

7 前項の規定により算定した返還額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(債権譲渡の禁止)

第14条 補助事業者は、交付決定によって生じる権利を第三者に譲渡し、又は承継させてはならないこととする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(状況の報告等)

第15条 補助事業者は、市長の求めに応じ、当該充電設備の稼働状況に関する事項の報告等を行わなければならないこととする。

(交付決定の取消し)

第16条 補助事業者が補助事業に関し次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定を取り消すことができるものとする。

- (1) 第9条第1項の規定による承認を受けずに補助事業を変更し、又は第12条の規定による申請取下げの届出をせずに補助事業を中止したとき。
- (2) 第10条の規定による実績報告をせず、又はこれに必要な添付書類を提出しないとき。
- (3) 第13条第2項の規定による承認を受けずに財産処分をしたとき。
- (4) 交付決定によって生じる権利を第14条ただし書の規定による承認を受けずに第三者に譲渡し、又は承継させたとき。
- (5) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (6) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (7) 交付決定、承認等の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (8) その他市長が認めるとき。

(補助金の返還)

第17条 市長は、交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、これを返還させるものとする。

(違約加算金)

第18条 交付決定を受けた者は、第16条の規定による取消しを受け、第17条の規定による補助金の返還を請求されたときは、その請求に係る補助金の受領の日か

ら納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金を市に納付しなければならないこととする。

2 前項の違約加算金を納付しなければならない場合において、交付決定を受けた者の納付した金額が返還を請求された補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求された補助金の額に充てられたものとする。

（他の補助金の一時停止等）

第19条 市長は、交付決定を受けた者が補助金の返還を請求され、当該補助金又は違約加算金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して同種の事務又は事業について交付すべき補助金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止することができることとする。

（交付の条件）

第20条 市長は、交付決定をする場合は、申請者に対して次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 当該充電設備の運用においては、近隣住民等に迷惑をかけないように、十分に配慮すること。
- (2) 当該充電設備は、処分制限期間内において、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の目的に従ってその適正な運用を図らなければならないこと。
- (3) やむを得ず処分制限期間内において財産処分をしようとするときは、第13条第2項に規定する手続をとること。
- (4) 補助事業を変更しようとする場合は、第9条に規定する手続をとること。
- (5) 補助事業が完了した場合は、第10条に規定する実績報告の手続をとること。
- (6) 補助事業を中止しようとする場合は、第12条に規定する手続をとること。
- (7) 補助金の額の確定のための審査に当たり必要があると認める場合において、職員が現地調査を行うときは、これに協力すること。
- (8) 交付決定によって生じる権利の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は承継させようとするときは、市長の承認を得ること。
- (9) 市長から第15条に規定する報告等の求めを受けたときは、これに応じて報

告等を行うこと。

- (10) 第16条各号に規定する事由に該当する場合は、交付決定を取り消すことがあること。

(雑則)

第21条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則〔令和8年4月9日市長決裁〕

(施行期日)

この要綱は、決裁の日から施行する。

(要綱の廃止)

この要綱は、令和11年3月31日をもって廃止する。

別表 1 (第 5 条関係) 補助対象の充電設備等

補助対象の 充電設備	補助対象経費	補助率	補助金交付上限額
急速充電設備 (1 基当たりの出力が 50 kW 以上のもの)	充電設備機器の設置に係る経費から設計費、運搬費、据付費、工事費その他諸経費及び配線、配管等の付属機器に係る費用並びに消費税・地方消費税相当額を除いた額	1 / 2 ※他の補助と合わせて 10/10 を超えないこと	800 万円

別表 2 (第 7 条関係) 交付申請に必要な添付書類

<p>①充電設備設置の見積書又は注文書、契約書等の写し</p> <p>②設置工事内容が確認できる書類、設置工事の見積もり内容が確認できる書類、工事着工前の要部写真</p> <p>③登記簿謄本、現在事項全部証明書等（発行から 3 か月以内のもの、写し）</p> <p>④設置場所の写真（市民が利用できるか確認できるもの）</p> <p>⑤その他市長が定めるもの</p>

別表 3 (第 10 条関係) 実績報告に必要な添付書類

<p>①充電設備設置代金支払証憑の写し (注)</p> <p>②取得財産等管理台帳・取得財産等明細表の写し</p> <p>③充電設備設置の完了を確認できる書類</p> <p>④充電設備設置中及び終了後の要部写真</p> <p>⑤その他市長が定めるもの</p>

(注) 支払証憑の写しは、申請者宛ての領収証（購入者が受け取ったものの写し）、又は銀行振込み等で領収証の無いものについては、銀行発行の振込み証明書（振込金受取書等の写し）等とする。支払証憑の写しには次のものを含む。

- ・コンピューターによる振込みの場合には、領収証又は銀行発行の「振込み受託書」（写し、振込完了が記載されているもの）。

熊本市EV用急速充電設備整備事業補助金交付申請書

年 月 日

熊本市長（宛）

住所又は所在地

法人名

代表者役職・氏名

熊本市EV用急速充電設備整備事業補助金につき、熊本市EV用急速充電設備整備事業補助金交付要綱に記載の交付条件等の全てに同意の上、次のとおり補助金の交付を申請します。

1 充電設備設置場所	設置場所数	
	設置場所の名称 ※設置場所の所在地が分かる書類を添付すること。	
2 事業予定期間 ※交付申請前に契約や着工が済んでいるものは対象外（交付決定後に契約を締結すること）	(1) 契約締結予定日	年 月 日
	(2) 工事着工予定日	年 月 日
	(3) 事業完了予定日 ※補助事業が完了し、かつ、その事業代金の支払が完了する見込みの日	年 月 日
3 補助事業に要する経費（税込）		円
4 補助対象経費		円
5 補助対象経費×1/2		円
6 補助金交付申請額		円

※記載いただいた個人情報は、本件補助金に関する業務にのみ利用します。

熊本市EV用急速充電設備整備事業補助金交付決定通知書

脱炭発第 号
年（ 年） 月 日

申請者

熊本市長

交付申請のあった補助金については熊本市EV用急速充電設備整備事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり交付決定したので通知します。

記

- 1 補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助対象経費 _____ 円

補助金の額 _____ 円

- 2 交付の条件は次のとおりとする。

- (1) 充電設備の設置にあたっては、騒音、排気等により近隣住民等に迷惑をかけないように、十分に配慮すること。
- (2) 補助金の交付を受けて導入した充電設備は、当該充電設備の交付確定を受けた月から起算し5年を経過するまで、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の目的に従ってその適正な運用を図らなければならない。
- (3) やむを得ず前号の期間内において充電設備を処分しようとするときは、あらかじめ、熊本市EV用急速充電設備整備事業補助金に係る財産処分承認願（様式第8号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、災害その他本人の責めに帰さないやむを得ない事由により、毀損し、又は滅失したときはこの限りではない。
- (4) 承認に係る財産処分等により収入があった場合において、既に交付された補助金の全部又は一部の返還を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。
- (5) 補助事業を変更しようとする場合は、あらかじめ、当該補助金に係る補助事業の変更承認願（様式第3号）を提出すること。
- (6) 補助事業が完了した場合は、事業完了日から30日以内又は別に定める日のいずれか早い日までに、熊本市EV用急速充電設備整備事業補助金実績報告書（様式第5号）を市長に提出すること。
- (7) 補助金の額の確定のための審査に当たり必要がある場合において、職員が現地調査を行う

ときは、これに協力すること。

- (8) 交付決定を受けた者は、市長の承認を得たものを除き、交付決定によって生じる権利を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。
- (9) 充電設備の状況等につき市長から報告等の求めがあった場合は、速やかにこれに応じなければならない。
- (10) 前各号の条件に違反したとき、不正行為がなされたときその他市長が補助を不相当と認めたときは、交付決定が取り消されることがある。この場合において、既に交付された補助金があるときは、その返還及び補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金を請求する。
- (11) 前号に規定する請求に応じた補助金の返還等がされない場合において、本市が申請者に対し支払うべき他の補助金があるときは、当該他の補助金の交付を一時停止することがある。

3 その他の留意事項

- (1) この補助金については、別に地方自治法第 199 条第 7 項の規定により、本市監査委員の監査を受けることがある。
- (2) この補助金については、別に地方自治法第 221 条第 2 項の規定により、本市が直接その状況を調査し、若しくは報告を徴することがある。

様式第3号（第9条関係）

熊本市EV用急速充電設備整備事業補助金に係る補助事業の変更承認願

年 月 日

熊本市長（宛）

申請者 住所又は所在地
法人名
代表者役職・氏名

年度（ 年度）脱炭発 第 号で交付決定通知のあった補助事業を下記のと
おり変更したいので、承認願います。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更の理由
- 3 添付書類

熊本市EV用急速充電設備整備事業補助金に係る補助事業の変更承認通知書

脱炭発第 号
年（ 年） 月 日

申請者

熊本市長

年度（ 年度）脱炭発第 号で交付決定した補助金に関し、 年
（ 年） 月 日付けで提出された変更承認願については、熊本市EV用急速充電設備
整備事業補助金交付要綱第9条第3項の規定により、下記のとおり承認します。

記

1 補助対象経費 _____ 円（変更前 _____ 円）

2 補助金の額 _____ 円（変更前 _____ 円）

3 その他の承認事項

4 交付の条件

上記以外の条件は、 年度（ 年度）脱炭発第 号に記載のとおり。

熊本市EV用急速充電設備整備事業補助金実績報告書

年 月 日

熊本市長（宛）

申請者 住所又は所在地
法人名
代表者役職・氏名

補助事業が完了したので、下記のとおり報告します。

記

1 交付決定通知書の文書記号番号： 年度（ 年度）脱炭発第 号

2 契約日： 年 月 日

3 事業完了日： 年 月 日

※事業完了日は設置完了日又は契約額の支払完了日（領収日）のうち最も遅い日。

※設置完了日をもって事業完了日となる場合は、設置完了日を証するものを添付すること。

（工事請負者や販売者が作成したものに限る。）

4 添付書類

様式第6号（第11条関係）

熊本市EV用急速充電設備整備事業補助金交付確定通知書

脱炭発第 号
年（ 年） 月 日

申請者

熊本市長

年度（ 年度）脱炭発第 号で交付決定した補助金について、熊本市EV用急速充電設備整備事業補助金交付要綱第11条第1項の規定により、下記のとおり確定します。

記

1 交付確定額 _____ 円

様式第7号（第12条関係）

熊本市EV用急速充電設備整備事業補助金交付申請取下届出書

年 月 日

熊本市長（宛）

申請者 住所又は所在地
法人名
代表者役職・氏名

年度（ 年度）脱炭発第 号で交付決定通知のあった補助事業を下記のとおり
取下げることとしたので、届け出ます。

記

1 補助金の種類 _____

2 取下理由

様式第9号（第13条関係）

脱炭第 号
年（ 年） 月 日

熊本市EV用急速充電設備整備事業補助金財産処分承認通知書

申請者

熊本市長 大西 一史

年 月 日付けで提出された財産処分承認願について、熊本市EV用急速充電設備整備事業補助金交付要綱第13条第3項の規定により、下記のとおり承認します。

記

- 1 補助金の種類
- 2 承認内容
- 3 その他

様式第10号（第13条関係）

脱炭発第 号
年（ 年） 月 日

様

熊本市長 大西 一史

熊本市EV用急速充電設備整備事業補助金財産処分に伴う補助金の返還通知書

年 月 日付け脱炭発第 号で行った財産処分の承認にかかる補助金について、熊本市EV用急速充電設備整備事業補助金交付要綱（ 年 月 日改正）第13条第5項の規定により、補助金返還の対象となることが確認されましたので、下記のとおり通知します。

記

1 補助金の種類

2 補助金返還額 円

※（参考）返還額の算定

$$\text{返還額} = \text{補助交付額} \times \left(1 - \frac{\text{保有期間}}{\text{処分制限期間}} \right)$$